

朝霞市給水装置工事フローチャート

申請書・添付書類の提出

家庭用・臨時用など、用途に応じた必要書類を提出してください。

○必要書類

- ・給水装置工事（新設・改造・修繕・撤去）申込書
- ・給水装置工事（新設・改造・修繕・撤去）設計審査・工事検査申請書
- ・覚書
- ・平面図、立面図
- ・その他念書、誓約書（メーター口径13mm、メーター設置位置2m越えなど）
- 家庭用申請の場合 ・建築確認済証（写し）
- 臨時用（工事用）申請の場合 ・念書（臨時用）
- 3階建て以上の建物の場合 ・事前協議承認通知書（写し）、条件承諾書
- 給水装置の所有者が変わる場合 ・給水装置所有者変更届、謄本（写し）ほか

3階建て以上の建物を建築する場合は、事前に「直結給水システム事前協議」を実施する必要があります。

詳しくは設計施工基準をご確認ください。

仮審査・納付書の発行：申請書類提出日から一週間程度

手数料・水道利用加入金の納付

提出書類を仮審査した後、納付書を発行します。発行後、申請書に記載の電話番号にご連絡しますので、納付手続きをしてください。

※メーターの新設や増径の場合に、水道使用加入金の納付が必要です。

本審査：納付確認から一週間程度

工事施工・完了検査ほか

審査完了後、ご連絡します。連絡がきましたら着工してください。その他必要な手続きを行い、施工が完了したらすみやかに検査を受けてください。

- メーター出庫
- 穿孔立会（立会日【火・水・木曜日】 休・祝日前穿孔不可）
- 完了検査（検査日【火・水・木曜日】）